第 27 期への申し送り
今後の会員・連携会員の選任について
【第 26 期における中間取りまとめ】

2026 年９月 18 日

第 26 期日本学術会議会長　　光石　衞
第 26 期日本学術会議副会長　日比谷　潤子

本中間取りまとめは、日本学術会議法人化準備委員会会員選任制度検討分科会が中心となって審議を行い、取りまとめたものです。第 27 期においては、本取りまとめの内容を踏まえ、会員・連携会員の選任に係る検討が行われることを希望します。

日本学術会議法人化準備委員会会員選任制度検討分科会

委員長	日比谷　潤子	第一部会員	国際基督教大学名誉教授
	宇山 智彦	第一部会員	北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター教授
	山田 八千子	第一部会員	中央大学法科大学院教授／弁護士
	狩野 光伸	第二部会員	岡山大学副理事／副学長／学術研究院ヘルスシステム統合科学学域教授
	山口 香	第二部会員	筑波大学体育系教授
	市川 温子	第三部会員	東北大学大学院理学研究科教授
	北川 尚美	第三部会員	東北大学大学院工学研究科研究科長補佐／教授

【作成の経緯】

会員選任制度検討分科会は、2025 年 11 月から 2026 年 7 月にかけて計 7 回開催し、「今後の会員・連携会員の選任について」の草案を作成した。その後、幹事会の議論を経て、2026 年 8 月 の意見交換会及び臨時総会において会員から意見を聴取し、これらの意見（事後に寄せられたものを含む）を踏まえ、さらに、 8 月の第 8 回会員選任制度検討分科会及び幹事会の議論を経て修正案を作成し、会員に意見照会を行った。その後、照会に対する意見を踏まえた最終案を取りまとめ、次期への申し送り事項として、9 月の幹事会において承認された。

今後の会員・連携会員の選任について（案）
【第 26 期における中間とりまとめ】

2026 年 9 月18日
第 26 期日本学術会議会長　　光石　衛
第 26 期日本学術会議副会長　日比谷　潤子

2026 年 10 月からの日本学術会議の法人化により、外国籍の研究者を会員とすることが法的に可能になったこと等を踏まえ、第 26 期において、日本学術会議法人化準備委員会の下に会員選任制度検討分科会を設置し、外国籍会員の是非を含め今後の会員・連携会員の選任について検討を進めてきました。分科会での検討結果に基づき、総会における意見の交換を経て、下記のとおり取りまとめたところです。第 27 期においては、本取りまとめ結果も踏まえつつ、2029 年 10 月からの会員の候補者の選定方針の作成を含む会員・連携会員の選任に係る検討が行われることを希望します。

記

（１）会員選考における外国籍の研究者の取扱い
2029 年 10 月からの会員選考より、（２）の要件も踏まえつつ、外国籍の研究者の選考を可能にすることを前提に検討を進めるべき。

日本学術会議の法人化により、法的に会員の国籍の制約がなくなったことを踏まえて、新たに外国籍の会員を置き、幅広い視点、グローバルな視点から知見を得ることは、日本学術会議にとって高い意義があり、（２）に記載する要件も踏まえつつ、外国籍の研究者について、会員への選考を可能にすることを前提に検討を進めるべきである。

（２）外国籍の研究者が会員候補者となる要件

① 原則として、日本国内に居住している等、対面での活動に支障がないこと。

② ５年以上、日本の組織（産業界を含む）において研究活動に従事した経験があること。

③ 会員としての業務に支障がないレベルの日本語能力を有すること。

④ 会員としての活動において、日本の法令等を遵守すること。

① 日本学術会議の会員としての活動は、基本的に日本国内において行われる以上、原則として、日本国内に居住している等、対面での活動に支障がないことが求められる。なお、「居住」しているかどうかの判断については、個別具体的に検討されるべきものであるが、例えばサバティカルで１年程度海外に居所を移す等、期間の限られた海外居住であれば、それをもって本要件を満たさないとすることは適当でない。

② 日本学術会議の会員として活動する以上、日本の学術の現状や動向に一定の知見を有することが求められるところであり、そのためには、一定期間の国内における研究活動への従事歴が必要と考えられる。なお、研究活動を行った機関は、大学、研究所、企業等が想定される。

③ 日本学術会議の活動が原則日本語を用いて行われる以上、会員としての業務に支障がないレベルの日本語能力を有することが必要と考えられる。

④ 会員としての活動において、日本学術会議法を始めとする日本の学術研究に関連する法令等を遵守することが必要と考えられる。

注）先端的な技術の漏えい等については、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあり得るため、会員全員が学術研究に関連する法令等を遵守することの周知徹底が議論されたところである。

（３）外国籍の会員の人数上限

日本国内における外国籍研究者の割合等を踏まえ、適切な割合とするべき。

上記のとおり、外国籍の会員から幅広い視点、グローバルな視点に立った知見を得ることは日本学術会議にとって高い意義を有する一方、在留外国人の日本の総人口に占める割合（2025 年 6 月末現在で約３％）も踏まえれば、現時点において外国籍会員の人数を無制限とするのではなく、その時点時点において、適切な割合上限を設定することが適当であると考えられる。

なお、会長や副会長への就任については、日本国籍会員を含む多数の会員の支持により可能になるものであることを踏まえ、外国籍会員の就任も可能にすべきという考え方がある一方、会長は日本学術会議を代表し、会議の経営に関する事務を総理する立場であり、副会長は会長を補佐する立場であることから、日本国籍者に限るという考え方もある。新体制において、検討を進められたい。

（４）連携会員における外国籍の研究者の取扱い

第 27 期より、連携会員（特任を含む）について外国籍の研究者の選考を可能にすることを前提に検討を進めるべき。

連携会員については、総会における意思決定権限がなく、会員に比べ活動上の懸念点が少ないことも踏まえ、外国籍会員の導入に先立ち、（５）に記載する要件も踏まえつつ、外国籍の研究者の連携会員への選考を第 27 期より可能にすることを前提に検討を進めるべきである。

（５）外国籍の研究者が連携会員の候補者となる際の要件

上記（２）で提示した外国籍の研究者が会員候補者となる要件と同様とすべき。ただし、連携会員（特任）については、④のみを要件とすべき。

連携会員についても、会員と同様、会議の活動に従事する以上、①日本居住、②研究活動従事、③日本語能力、④法令遵守の各要件を満たすことが必要と考えられる。一方、連携会員（特任）については、国際業務や委員会の特定の専門的事項の審議に参画するために委嘱されるものであることから、当該業務に支障のない限りにおいて、①～③の要件を満たすことは必須ではないと考えられる。ただし、③日本語能力の要件の必要性については、当該連携会員（特任）の所属が見込まれる委員会又は分科会等において個別に判断することが適切である。

（６）再任への考慮

２回（12 年）以上会員を務めた研究者が再度会員候補者になった場合は、会員全体の年齢構成も考慮した上で選考を行うべき。その上で、会員の在任期間の上限を定めることを検討すべき。

新しい日本学術会議法においては、「会員は１回に限り再任されることができる。」となっており、２回（６年×２回＝12 年）会員を務めることができる。ただし、間（３年）を空ければ再度会員になることが可能となっている。一方で、同一人物が長期間にわたって会員を務めることは、次世代への継承という観点から適切でない場合もありうることから、２回以上会員を務めた後の選考に当たっては、全体の年齢構成を考慮することが適切であると考えられる。また、会員の在任期間に上限を設定することについて、その期間も含め、新体制において検討されたい。

（７）その他会員選任等に係る留意事項

・海外在住の外国籍の研究者から知見を得る方策として、外国人アドバイザー制度を活用すべき。

・会員選考に当たり、グローバルヤングアカデミー等における活動を参考とすべき。なお、若手アカデミーが期首より速やかに活動を開始できるよう、若手アカデミー会員の選考は迅速に行うべき。

・選考の観点として、新たに制定予定の「日本学術会議憲章」の趣旨にのっとって活動することを取り入れるべき。

・会員の推薦に当たっては、分科会への参加等、責任をもって活動することを推薦者が明確に説明するよう徹底すべき。

（参考）現行制度下における外国籍の研究者の参画

令和８年 9 月 30 日までの現行制度においては、上記の外国人アドバイザー制度のほか、常置又は臨時の委員会の分科会に置かれる小委員会において、外国籍の研究者を含む外部の者が委員になることが可能となっている。